

第25回期 第21回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年3月14日(金) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則

推 進 委 員 (箕 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同 (中 根 松)	会田	信二
同 (大 草)	斎藤	良文
同 (小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同 (山 白 石)	我妻	伸司
同 (山 白 石)	岡田	勇弥
同 (浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同 (東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(推進委員1名)

推 進 委 員 (里 白 石 ・ 福 貴 作) 鈴木 政吉

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第58号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について

13件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から、第21回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もお忙しい中、農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。ここ数日は暖かく梅も咲き始め、大変過ごしやすい日が続いておりました。けれど、来週からまた寒く風が強くなり、4月ごろには霜が降るなどの話も出てきておりますので、皆さんには体調管理に十分お気をつけていただければと思います。また、農家の皆さまにおかれましては、今年もまた作付けの準備が始まり、野焼きなどによる火災の発生も多くなる時期です。先日も岩手県の大船渡市での大規模な山火事があり、浅川町においても火災が発生している状況であります。皆様には、農地を守るためにも農地パトロールを実施していただければと思っております。さて、本日の議案ですけれども、57号、58号ですので、皆さんの慎重審議をよろしく願います。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第20回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。鈴木政吉委員が欠席となっております。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、3番、須藤孝夫委員、4番、藤田保幸委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第57号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告および意見を求めます。</p>
薄井委員	<p>小貫・太田輪地区担当の推進委員の薄井常義です。 議案第57号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p>

<p>会長</p> <p>事務局長</p>	<p>設定人、***、****さん、被設定人、***、***さん、以下記載のとおりです。なお、***さんは現在***のアパートに住んでおりますが、住民票の異動はしていないそうです。</p> <p>3月9日午前11時より、地区副担当の藤田委員及び設定人、被設定人の***さんは仕事の都合で立会えませんでしたので、***さんの父の****さん立会いの下、現地にて調査してまいりました。なお、***さんは****さんの孫にあたります。申請の事由としましては***さんが新築住宅を建築するために****さんの土地を使用したいとのことであります。また、***さんは現在***に住んでおりますが、実家の近くに家を建て、実家の農業も手伝う考えであるとのことです。調査事項であります、一般基準の申請目的、計画の実現性、確実性に関する項目、及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目につきまして該当するものがなく、今回の転用については、なんら問題ないものと見てきましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、設定人である****さんは被設定人である***さんの祖母であり、公道からの出入りが安全である事、実家から近いことなどから選定したとのことです。</p> <p>まず、立地基準については、10ha以上の広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。</p> <p>第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われまます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、住宅敷地であり適当であると思われまます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は設定人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和7年9月末までとされており該当しません。</p> <p>申請地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地も設定人の所有地のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、住宅建築が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の</p>
-----------------------	---

<p>会 長</p>	<p>機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽により処理し道路側溝に放流、雨水は自然浸透する計画となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第57号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第57号、農地法第5条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第57号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>須藤(寿) 委員</p>	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。</p> <p>議案第57号農地法第5条②についての調査結果及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****氏、譲受人、*****、***** *****氏、以下記載のとおりです。3月8日、朝9時より、地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、鈴木啓委員、及び譲渡人、譲受人、立会いの下、現地にて調査してまいりました。**氏所有の現況地ではありますが、これまでは***の今は亡き****氏が田として耕作していましたが、水の確保のために河川からポンプアップしなければならないこと、常に水が抜けてしまうことから、耕作ができないということで数年前に返却され、その後耕作する人がおらず、草刈りなどで維持管理をしてきました。その間、数社の太陽光発電の事業者が訪ねてきたそうですが、全国的に太陽光発電設備を設置しており、設置後のメンテナンスなどは郡山市の事業所が行うなどの理由から、所有権移転を決めたとのこと。***** **では、年1回の草刈りを行う、設備は直接農地に設置し、土砂の流出等が発生しないことから、調査事項の(1)から(12)まで特に問題はないと見てきましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p> <p>会 長</p> <p>須藤（孝） 委員</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>設定人、****さん、被設定人、*****さんになります。譲受人は***に本社を置く発電事業等を営む会社経営者であります。今回の申請地において太陽光パネルを設置し再生可能エネルギー発電事業の計画をしており申請に至りました。</p> <p>まず、立地基準については、申請地は里白石駅から300メートル以内にある農地として、公共施設至近距離区域内農地ということで、第3種農地と判断しました。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、転用目的は、太陽光パネルを設置するためです。事業の主旨としては、太陽光を利用した安全で安定した再生エネルギーを確保し、普及することを目的に事業を計画したとのことです。本申請前には候補地をいくつか検討しましたが、日照の確保や事業を行う上での障害等を検討した結果、他の候補地では事業を完了できないとの判断したため、転用申請はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、必要な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は設定人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和7年5月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものではありません。</p> <p>申請地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみのため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、太陽光発電設備として太陽光が十分に確保でき適正な規模であり、該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第57号②について、質疑ございませんか。</p> <p>第3種農地の基準について改めて教えてほしい。基本的には太陽光パネルの設置のための転用は認められていないが、第3種農地の場合は転用可能ということなのは分かったが、その基準を改めて知りたい。</p>
---	--

書 記	<p>事務局よりお答えいたします。まず、今回の申請については里白石駅から300メートル以内にある公共施設至近距離区域内農地に該当するため、第3種農地と判断しました。これは、浅川町では里白石駅、磐城浅川駅、町役場の公共施設から300メートル以内にある農地が該当します。その他に、住宅や店舗、公共施設が50メートル以内の間隔で50戸以上連たんして、それらの施設を結んだ線の区域内にある市街地内農地。水道と下水道が埋設されている道路の沿道にあり、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設などがある公共施設便益区域内農地。他にも基準はありますが、浅川町で主にこれらの農地が第3種農地に該当します。詳細については、県の「農地法関係事務処理の手引」やお配りしている農業委員会手帳などに記載されていますのでご確認いただければと思います。</p>
会 長	<p>その他、質疑ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号②について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についての議案に移りますが、その前に議案第58号の①から③はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第58号①から③は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であります。</p> <p>今回の申請についてですが、平成27年4月から同当事者間で旧基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p>

	<p>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</p> <p>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</p> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の意見を求めます。</p>
須藤（寿） 委員	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。</p> <p>議案第58号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について意見を申し上げます。設定人、計画①、***、****氏、計画②、***、****氏、計画③、***、****氏、被設定人、***、****氏、以下記載のとおりです。この3件の賃貸借権の設定につきましては、これまでの継続によって議案に提出されたものであり、****氏は認定農業者としてこれまでも耕作を行っており、今度も継続した経営を行うことが見込まれると認めます。*氏の現在の農業経営の状況からみて、旧基盤法第18条第3項の要件のいずれも満たしているものと思われますので、今回の集積計画の作成については問題ないものと考えますのでご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第58号①から③について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条①から③について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①から③については決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条④について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であります。</p>

	<p>今回の申請についてですが、平成27年4月から同当事者間で旧基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して浅川・滝輪区推進委員、緑川孝雄委員の意見を求めます。</p>
緑川委員	<p>浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。</p> <p>議案第58号④について事務局から説明のありましたとおり、今回の集積計画については何ら問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第58号④について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条④について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画④については決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑤について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>設定人の****さんと被設定人の****さんは親子関係であります。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、農業者年金を受給するために、息子である被設定人に農地法第3条において使用貸借権を結び、農地を経営移譲した経緯があり、今回は旧基盤法により使用貸借権の再設定をする形となります。</p> <p>今回、再設定を行う理由ですが、使用貸借権の契約締結をしてから30年以上経ち契約期間が過ぎたため、一度農地を農業者年金受給者である設定人に返却し、再度、被設定人に利用権の設定をすることで特定対象処分農地から外れる形となります。特定対象処分農地から外れると、農地転用等があった場合でも農業者年金支給停止になることがありません。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>

会 長	この集積計画に対して箕輪・袖山区推進委員、関根盛夫委員の意見を求めます。
関根委員	箕輪・袖山地区推進委員の関根です。 議案第58号⑤については、ただいま事務局より説明のありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第58号⑤について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条④について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑤については決定いたします。 次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑥についての議案に移りますが、事務局より議案の朗読を求めます。その前に議案第58号の⑥⑦はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、議案第58号⑥⑦は一括審議とします。 それでは、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑥⑦について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案の審議に入る前に、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑥⑦については、****委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。 (****委員退室)
会 長	事務局より議案の説明を求めます。
事務局長	事務局より説明いたします。

<p>会 長</p>	<p>被設定人の****さんは町の認定農業者であります。</p> <p>今回の申請についてですが、平成27年4月から同当事者間で旧基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>緑川委員</p>	<p>この集積計画に対して浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の意見を求めます。</p> <p>浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。</p> <p>議案第58号⑥⑦について事務局から説明のありましたとおり、今回の集積計画については何ら問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第58号⑥⑦について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑥⑦について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑥⑦については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(****委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>****委員に報告します。議案第58号⑥⑦は計画どおり決定されました。</p> <p>次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑧について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であります。</p> <p>今回の申請についてですが、平成27年4月から同当事者間で旧基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると</p>

	認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。
会 長	この集積計画に対して浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の意見を求めま す。
緑川委員	浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。 議案第58号⑧について事務局から説明のありましたとおり、今回の集積計画 については何ら問題ないものと考えます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第58号⑧について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑧について、決定すること に賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農用地利用集積計画⑧については決定いたします。 次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑨について上 程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	【議案朗読】 事務局より説明いたします。 被設定人の****さんは町の認定農業者であります。 今回の申請についてですが、設定人の****さんから**さんに耕作してほ しいと相談があり借り受けることとなり、計画書が提出されています。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると 認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。
会 長	この集積計画に対して里白石・福貴作・染区推進委員、須藤寿行委員の意見を 求めます。
須藤(寿) 委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。 議案第58号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の作成に対する決定について⑨に対する意見を申し上げます。利用 権を設定する者、***、****氏、利用権の設定を受ける者、**、*** *氏、以下記載のとおりです。3月10日午前8時半より地区主担当の鈴木政吉

	<p>委員、副担当の鈴木啓委員、富永勉委員、私と借受け人立会いの下、現地にて調査してまいりました。この賃貸借権設定は新規で議案にかけられたもので、***氏は認定農業者としてこれまでも多くの地区で耕作しており、ご子息も経営に参加しているということで、さらに継続した安定経営を行っていくことが見込まれるものと思われます。****氏の現在の農業経営の状況から見て、旧基盤法第18条第3項の要件のいずれも満たしているものと思われますので、今回の集積計画の作成については問題ないものと考えますのでご審議をよろしく願います。以上です</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第58号⑨について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑨について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑨については決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑩について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の***さんは町の認定農業者であります。</p> <p>今回の申請についてですが、平成30年4月から同当事者間で旧基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して大草地区推進委員、斎藤良文委員の意見を求めます。</p>
斎藤委員	<p>大草地区担当の推進委員の斎藤です。</p> <p>議案第58号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑩について、事務局から説明のありましたとおり、今回の集積計画については何ら問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p>

<p>会 長</p>	<p>議案第 5 8 号⑩について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 5 8 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条⑩について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 5 8 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画⑩については決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第 5 8 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第⑪について議案に移りますが、事務局より議案の朗読を求めます。その前に議案第 5 8 号の⑪⑫はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 5 8 号⑪⑫は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第 5 8 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第⑪⑫について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であります。</p> <p>今回の申請についてですが、平成 2 7 年 4 月から同当事者間で旧基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の意見を求めます。</p>
<p>須藤 (寿) 委員</p>	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。</p> <p>議案第 5 8 号旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について⑪⑫に対する意見を申し上げます。利用権を設定する者、計画⑪、***、****氏、計画⑫、***、****氏、利用権の設定を受ける者、***、****氏、以下記載のとおりです。</p> <p>この 2 件の賃貸借権の設定につきましては、これまでの継続によって議案に提出されたものであり、****氏は認定農業者としてこれまでも耕作を行ってお</p>

<p>会 長</p>	<p>り、今度も継続した経営を行うことが見込まれると認めます。****氏の現在の農業経営の状況からみて、旧基盤法第18条第3項の要件のいずれも満たしているものと思われますので、今回の集積計画の作成については問題ないものと考えますのでご審議をよろしくお願いします。以上です。</p> <p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第58号⑪⑫について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑪⑫について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑪⑫については決定いたします。次に、同じく議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑬について上程いたします。事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】 事務局より説明いたします。 被設定人の****さんは町の認定農業者であります。 今回の申請についてですが、設定人である****さんから**さんに耕作してほしいと相談あり借り受けることになった土地になり、計画書が提出されています。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の意見を求めます。</p>
<p>須藤(寿)委員</p>	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。 議案第58号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について⑬に対する意見を申し上げます。利用権を設定する者、***、****氏、利用権の設定を受ける者、***、****氏、以下記載のとおりです。3月8日午前9時半より地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、鈴木啓委員、私と設定人、被設定人、立会いの下、現地にて調査してまいりました。この賃貸借権設定は新規で議案にかけられたもので、経緯としまして昨年まで****氏は家族で農業を行っていましたが、妻の逝去により耕作することが難しく、耕作者を探しており、近隣の田も耕作してい</p>

	<p>る****氏に声をかけたところ、対応してくれるとのことで今回の議案にかけられたものです。****氏は認定農業者としてこれまでも***地区で耕作しており、今後も安定経営を行っていくことが見込まれるものと思われます。***氏の現在の農業経営の状況から見て、旧基盤法第18条第3項の要件のいずれも満たしているものと思われますので、今回の集積計画の作成については問題ないものと考えますのでご審議をよろしくお願いします。以上です</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第58号⑬について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑬について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第58号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑬については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>令和7年度最適化活動の目標の設定等についてですが、みなさんに日ごろから行っている、農業委員会活動の目標となっております。目標については県の指針等を参考にして事務局にて作成しました。</p> <p>まず、一枚目の農家及び農地の概要についてですが、農林業センサスなど統計調査にて把握され公表されている数値を使用しております。なお、実際の農地台帳と数値は一致しません。</p> <p>つづいて、二枚目ですが、農地集積の目標について、県で示しております集積目標年度及び目標集積率を基に、令和7年度の集積目標面積を算出しております。</p> <p>次に遊休農地の解消につきましては、昨年実施しました利用状況調査において遊休農地と判断された農地面積を基に目標を設定しております。</p> <p>つづいて、三枚目ですが、新規参入の促進について、農地法第3条に基づく許可及び農地利集積計画、または、農用地利用集積等促進計画による権利移動面積の過去3年間分を平均し、その1割を令和7年度の目標面積として算出しております。</p> <p>最後に最適化活動の活動目標についてですが、各項目ともに県の指針及び例年実施している活動を基に設定しております。なお、令和6年度に活動強化月間の取組項目としていた「地域計画の策定に向けた座談会への参加」については、地域計画が令和6年度に策定されるため、令和7年度は「地域計画の見直しに係る座談会等への参加」とさせていただきます。</p>

	<p>説明は以上となりますが、委員の皆様にご覧いただき、問題なければ農業会議に提出し、了解を経たのちに町ホームページ掲載する予定です。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>(資料に目をとおす時間を少々取る)</p>
会 長	<p>それではどうでしょうか。皆さんから令和7年度の最適化活動の目標についてご意見等ございますか。</p> <p>特にないようであれば、浅川町農業委員会及び各地区の最適化活動の目標について、資料のとおり令和7年度の活動目標として決定することとし、また、簡易の修正等があった場合は事務局一任するというところで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>それではそのように決定いたします。</p> <p>その他皆さんから何かございませんか。なければ事務局より連絡事項お願ひします。</p>
事務局長	<p>次回の農業委員会総会は4月18日(金)午後1時30分を予定しております。</p> <p>次に、2月の農業委員会総会で説明させていただいた、地域計画の見直し等について現在のところ決定していることを簡単にまとめさせていただいたものをお配りしております。</p> <p>農地転用を行う場合、現在は農地法第4条・5条の申請書を提出してもらうこととなりますが、農振農用地に入っている場合、農振除外の手続きが先に必要となっております。地域計画策定後はそのさらに前に地域計画からの除外の手続きが新たに必要となります。</p> <p>農地の権利移動を行う場合は、地域計画の変更をしていただくこととなりますのですが、軽微な変更となるため、農地法第3条許可等の権利移動後に地域計画の変更の手続きをしてよいとされています。</p> <p>次に、2・3月分の活動記録簿を事務局まで提出をお願いします。</p>
書 記	<p>皆様にお支払いしている後期報酬支払い併せて、活動記録簿の活動実績に基づいた能率給もお支払いさせていただきます。3月31日に支給いたしますので、3月19日までに提出された活動記録簿を基に能率給を計算させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日、皆様にご覧いただき、令和7年度の活動記録簿、農業委員会手帳をお配りしておりますので、4月からの活動にご活用ください。また、農業者年金の広報誌「のうねん」の3月号もお配りしておりますのでご一読ください。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第21回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	す。 ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 ⑩

同 議事録署名委員 ⑩

同 議事録署名委員 ⑩
